

7-23  
防 242

電子複写不可

昭和十八年三月二十二日

歩兵中三十三聯隊関係資料



防衛研究所戦史部

兵部	兵部	兵部	兵部	兵部	兵部
兵部	兵部	兵部	兵部	兵部	兵部

軍紀風記ノ取締ニ関ス件通牒

昭和十八年一月十日

垣第六五五部隊副官禮上良一

各々(中)示隊長殿

首題ノ件ニ関シ別紙ノ通シ通牒アリタルニ付各隊ニ兵

至シ迄徹底ヲ期セラレ度依命通牒ス



垣谷甲第三ニ號

軍紀風紀ノ取締ニ関スル件ニ通牒

昭和十八年一月八日

垣第六五五〇部隊長河添

連

垣第六五五六部隊長鈴木辰之助殿

某隊ニ於テ自働貨車ニ兵器ヲ放棄シ糧秣等積載ニシテ盡  
何等警戒監視ノ處置ヲ講スルコトナク敵匪ノ根拠地タル民衆

ニテ假根ニアリタリ

將來此種ノ類スルトモテ種教育ノ徹底ヲ圖リ對敵觀念ノ養成  
ニ努ム以テ戰場軍紀ノ嚴正ヲ期セラレ度通牒ス

進而各警備(討伐)隊ノ宿舎内外ノ清整及兵員服裝態度  
ノ嚴正ヲ圖リ以テ皇軍ノ威容ヲ地方住民ニ明示シ彼等ヲシ

將		

陸軍省  
陸軍部  
陸軍大臣  
陸軍少将  
陸軍中將  
陸軍大佐  
陸軍少佐  
陸軍中佐  
陸軍大尉  
陸軍少尉  
陸軍中尉  
陸軍大士  
陸軍少士

別紙

一 軍風記ノ現状

敬礼

敬礼ハ一般ニ良好ニシテ軍属ノ敬禮モ亦逐次改善セラレタルニ  
充分ナルヲ見左ノ如シ

海軍將校ニ對スル陸軍下士官兵ノ敬禮ハ不確實ナリ

敬禮動作ニ即度乏シキ者多シ

二 服装

服装ハ概不整ニ著装モ一般ニ確實ナレドモ猶左記ノ如キ端正ナ  
ラサル者散見ス

ハ 腰ニ手拭ヲ下グル兵アリ

ハ 階級章ノ附着位置悪ク殊更識別ヲ困難ナラシメアルガ如キ

兵アリ

ハ 私物褌ヲ着用セル下官及甚ニ汚レル褌ヲ着用ス

ル兵アリ

態度

飲食店劇場 電車内ニ於テ軍人軍属ノ動作ハ一般ニ静肅  
ニシテ良好ナルモ 飲酒酩酊ニシテ軍人ノ体面ヲ傷クルク如キ醜態  
ヲ演スルモ 尠カラズ例ハハ

ハ 数人肩ヲ組ミテ街路ニテ放歌乱歩ス者

ハ 食堂ノ女給仕ニ巫山戯ル者

ハ 食堂内ニ酔潰レアルモノ

ハ 人通り多キ道端ニテ放尿ス者

等アリ

ニ將來ニ對スル所見

ノ 海軍ノ階級識別ヲ就テ各隊ニ於テ教育セラレ度

ノ 外劣前ノ服装検査ヲ更ニ入念ニセラレ度

ノ 下士官兵ニ私娼ヲ喚ル者漸次其ノ数を増加スル傾向アリ

各部隊ニ於テ適切ニ防弊策ヲ講スルノ要アリ

挑隊感第五四號

「マニラ」市内軍紀風紀ニ関スル巡察綜合所見

送付件通牒

昭和十八年八月

「マニラ」防衛司令官

近藤嘉名男

垣第六五五六部隊長殿

首題件ノ別冊ノ通牒ニ付テ送付ス

將	城

下	士